

佐賀県規則第21号

佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第12号及び様式第19号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。